



## 住宅用火災警報器は、正常に作動していますか？

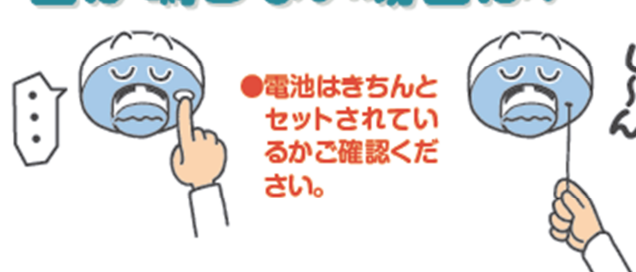
住宅用火災警報器は、古くなると電池切れや電子部品の寿命などで、火災を感知しないことがありますので、定期的に作動確認をしましょう。（電池切れの場合は警報音が鳴ります。）

●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。



●定期的に作動確認をしましょう。  
●定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

### 音が鳴らない場合は？



●電池はきちんとセットされているかご確認ください。

●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

（出典：一般社団法人 日本火災報知機工業会）

## 10年を目安に交換をお勧めします

住宅用火災警報器は、電池の交換ができないバッテリー式のものがほとんどで、使用状況によっては、寿命よりも早く電池切れになる場合もありますので、10年を目安に交換することをお勧めします。

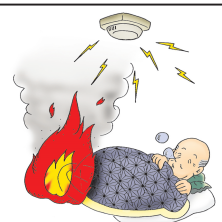
## 住宅用火災警報器の設置は義務です

住宅用火災警報器は、室蘭市火災予防条例により全ての住宅に設置が義務づけられています。罰則はありませんが、万が一に備え、必ず設置してください。

なお、最新の統計では室蘭市では9割以上住宅で設置が完了しており、警報器のおかげで「火災に早く気づいた」、「火災にならずに済んだ」などの事例が報告されています。

### 住宅用火災警報器の奏功事例（室蘭市内）

「2階建ての専用住宅で1階から出火したが、2階で寝ていた住人が警報器の音に気づき、家族ともに無事に避難した。」



## 不審な電話・訪問販売等にご注意を

消防職員、消防団員による消火器や住宅用火災警報器の斡旋、販売は一切行っておりません。不審な電話、訪問販売等にご注意ください。

ご不明な点は、消防本部予防課（Tel 41-4133）へお問い合わせください。